

平成 28 年 4 月 27 日

申請図書取り扱いに関するお詫びと

再発防止に向けた取り組みについて

東京書籍株式会社
代表取締役社長 千石 雅仁

弊社は、文部科学省の規則に反し、検定申請中の教科書（申請図書）を検定期間中に教育現場の先生方に提示してご意見をいただくという行為を行っておりました。これは、検定決定後、見本本作成時までには訂正できる制度のもとで訂正する、あるいは教師用指導書や各種教材等の編集に生かすという目的で行っておりました。しかしその際、対価として謝礼をお支払いしたことが、翌年度の採択の公正性・透明性に対する疑念を招き、公教育の中核を担う教科書全体への信頼を損なう事態を惹き起こしたことにつきまして、国民の皆様には深くお詫び申し上げます。

また、教科書の内容改善に資する有益なご意見をご提供いただいた先生方には、ご厚意に背く結果となり、多大なご迷惑をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

先般、今回の事案に関する「改善報告書」を文部科学省に提出いたしましたので、以下にその概要をご報告いたします。

今般の事案の根本的な原因は、規則に抵触することを知りながら編集上必要なことと判断した弊社の役員、社員の法令・規則等の遵守意識の希薄さ、企業倫理面でのガバナンスの甘さ、さらには公務員倫理規程に関する理解不足等にあったと認識しております。役員、社員一同、この度の事態の重大さを真摯に受け止め、深く反省いたしております。

二度と今回のような事態を起こさないために、法令、文部科学省の通知、教科書協会が新たに策定する「教科書発行者行動規範」等を完全に遵守するとともに、公共性の高い教科書の発行を担う会社として、より高い倫理観をもって公正な企業活動に徹するよう、以下の諸方策を講じて、役員、社員の法令・規則等の遵守に関する抜本的な意識改革と社内規定・制度・運用面の改革を早急に実行して参ります。

【再発防止に向けた取り組み】

(1) 法令・規則等を遵守するための社内規定の整備

- 現在社内規定の見直しを進めておりますが、法令や文部科学省の通知、教科書協会による「教科書発行者行動規範」を基に、「教科書発行者行動規範」の制定後、速やかに策定いたします。

(2) 社員研修の研修規模と研修内容の見直し

- 研修規模や研修内容を大幅に見直し、「教科書発行者行動規範」や社内規定に関する研修の実効性を高めます。研修規模につきましては、教科書編集部門・営業部門以外の社員全員を対象を拡大いたします。なお、社員全員を対象にした研修は最低でも年 1 回実施し、

教科書編集部門及び営業部門については年2回（半期に1回）実施して参ります。研修内容につきましては、各部門での研修会での質疑等を踏まえ、部門固有の課題を把握した上で、より実効性の高い研修内容にいたします。また、他部門との緊密な情報共有を図って参ります。さらには、公務員倫理規程等の理解を深めるために、法律の専門家による研修会を実施いたします。

(3) 法令・規則等の遵守状況を点検・検証するための体制構築

- 管理局に「業務監査室（仮称）」を新設し、各部門の法令・規則等の遵守状況を点検し、問題がある場合には是正指導をいたします。また、社内各部門横断の「コンプライアンス監視委員会（仮称）」を設置いたします。同委員会は「業務監査室（仮称）」が所管し、各事業部門のコンプライアンス状況の点検・検証を行います。点検・検証の結果は年4回（四半期に1回）、取締役会に報告いたします。
- 社外の第三者による「コンプライアンス第三者委員会（仮称）」を組織いたします。本委員会は、取締役会から法令・規則等の遵守状況の報告を受け、その報告に疑義がある場合は、取締役会に対して再点検・再検証を指示することができるものといたします。
- コンプライアンス試験制度を新設し、コンプライアンス徹底の社内風土の醸成を図って参ります。

(4) 申請図書に関する社内規定の見直しと周知徹底

- 現行の社内規定を見直し、複数人による多重管理や使用状況の定期的な点検を実施するとともに、社内規定の徹底を図って参ります。
- 申請図書を取り扱うことの多い教科書編集部門・営業部門以外の部門が管理する等、申請図書の新たな管理システムを構築いたします。

(5) 健全かつ適切な関係を保持した教育現場との意見交換

- 法令、文部科学省のご指導、「教科書発行者行動規範」を遵守するとともに、公務員倫理規程等を尊重して、教育委員会関係者の皆様や現場の先生方と健全かつ適切な関係を保ちながら意見交換をさせていただき、これまで以上に質の高い教科書、教師用指導書等の実現に努めて参ります。

今後は、損なわれた信頼を回復すべく、全社一丸となって諸方策を確実に実行して参ります。